実践女子学園中学校高等学校
2027 年度　教員採用　募集要項

職種・教科	中学校高等学校非常勤講師　中学校国語科(書道)・高等学校芸術科(書道)
募集人員	若干名
採用予定日	2027 年 4 月 1 日
勤務地	実践女子学園中学校高等学校（東京都渋谷区東１－１－１１）　変更の範囲：なし
勤務日	週 4～6 コマの予定(週 1～2 日程度の勤務)
応募資格	中学校の国語・高等学校の書道教員免許状取得者。あるいは取得見込の者。
応募書類	1　履歴書(ホームページからダウンロードし、記入〔入力〕してください。写真を貼付し、連絡先、自宅・携帯電話番号、メールアドレス、資格等欄には教員免許状の種類・更新状況、語学検定資格スコア等を明記してください。) http://www.jissen.ac.jp　（トップ ＞ 実践女子学園 ＞ 採用情報） 2　成績証明書（大学院修了者は大学および大学院の両方を提出） 3　卒業証明書、修了証明書(あるいは卒業・修了見込証明書) 4　教員免許状の写し（あるいは資格取得見込証明書) 5　教員免許状更新講習修了確認証明書の写し(旧免許所持者で更新講習修了者) 6　誓約書(ホームページからダウンロードし、両面印刷の上、記入（自著）してください。) 応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ご提出いただいた個人情報は、採用選考及び入職手続きにのみ使用いたします。
応募方法	応募書類を期日までに下記に郵送してください。 **〒150－0011** **東京都渋谷区東１－１－１１** **実践女子学園中学校高等学校　中高総務部　採用担当** ※封筒の表に「**書道科非常勤講師**」と朱書きしてください。 問い合わせ電話番号　０３－３４０９－１７７１
応募締切	**2026 年 11 月 30 日（月）郵送必着**
選考方法	第 1 次選考　書類審査（選考の結果は、メールでお知らせします。） 第 2 次選考　模擬授業、面接　（詳細は追って連絡します。） 最終選考　　学校長面接　（詳細は追って連絡します。）
契約期間	期間の定めあり（2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日） 契約の更新　有（学園が基準に基づき必要と判断した場合に、事前に通知して、本人の同意を得たうえで更新する） 更新の上限　有（1 年毎の更新とし、原則として 5 年を超えないものとする。ただし、雇用期間中の勤務成績が良好であると認められ、かつ学園が業務上必要であると認めた場合に限り、その上限を超えて更に雇用期間を更新することがある。なお、雇用期間は満 65 歳に達する年度の末日までを上限とする。）

待　　遇	【給与等】「実践女子学園非常勤講師に関する規程」及び「関係諸規程」による 【勤務時間・休憩】「実践女子学園中学校高等学校年間行事予定」及び「時間割」に基づく勤務 【通勤手当】交通費実費を支給するが、以下は支給対象から除く。 ①通勤距離が片道２㎞未満の者 ②片道 100 ㎞を超える部分の交通費 （限度額の計算については、ＪＲ100 ㎞の往復運賃を基準とする。） ③各交通期間において利用距離が片道 1.5 ㎞未満の交通費 【社会保険等】労災保険加入 【その他】学園の規程による
特記事項	・2026 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、履歴書・誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」については、こども性暴力防止法第２条第７項の規定、「特定性犯罪事実該当者」については、こども性暴力防止法第２条第８項の規定によります。
備　　考	【受動喫煙防止措置】敷地内禁煙